ロ　第一号ロ及びハに掲げる資料		
六　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合		
イ　［略］		
ロ　第一号ロ及びハに掲げる資料		
文化活動	［略］	
一　学術上若しくは芸術上の活動を行い、又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行おうとする場合 ［イ・ロ　略］ ハ　在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（年間の収入に関する文書を含む。）		
ニ　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書		
ホ　当該外国人以外の者が経費を支弁するときは、その者に係る次に掲げる資料 (1)　年間の収入に関する文書 (2)　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書		
二　専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得しようとする場合 イ　前号に掲げる資料 ロ　当該専門家の経歴及び業績を明らかにする資料		
短期滞在	［略］	
［一・二　略］ 三　在留中の一切の経費の支弁能力を明らかにする資料（年間の収入に関する文書を含む。） 四　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書		

ロ　年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）		
六　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合		
イ　［同上］		
ロ　年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）		
［同上］	［同上］	
一　学術上若しくは芸術上の活動を行い、又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行おうとする場合 ［イ・ロ　同上］ ハ　在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 ［号の細分を加える。］	［同上］ ［号の細分を加える。］	
二　専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得しようとする場合　前号に掲げるもののほか、当該専門家の経歴及び業績を明らかにする資料 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］		
［同上］	［同上］	
［一・二　同上］ 三　在留中の一切の経費の支弁能力を明らかにする資料 ［号を加える。］		